

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 7 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第2号

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この規則において「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「補償基礎額」、「実施機関」、「認定委員会」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条第1項、第2項若しくは第4項、第3条第1項若しくは第3項、第16条又は第17条第1項に規定する災害、補償、職員、通勤、補償基礎額、実施機関、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会、福祉事業又は大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会をいう。 （日常生活上必要な行為） 第6条 （略） （1） （略） （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する<u>公共職業能力開発施設</u>において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為 （3）—（5） （略） （手続の承継） 第26条 1・2 （略） 3 前項の規定による届出書が提出されるまでの間において、死亡者に<u>宛てて</u>された通知その他の行為が相続人に到達したときは、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。 4 （略）	（定義） 第2条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「補償基礎額」、「実施機関」、「認定委員会」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条第1項、第2項若しくは第4項、第3条第1項若しくは第3項、第16条又は第17条第1項に規定する災害、補償、職員、通勤、補償基礎額、実施機関、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会、福祉事業又は大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会をいう。 （日常生活上必要な行為） 第6条 （略） （1） （略） （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第4項に規定する<u>公共職業訓練施設</u>において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為 （3）—（5） （略） （手続の承継） 第26条 1・2 （略） 3 前項の規定による届出書が提出されるまでの間において、死亡者に<u>あてて</u>された通知その他の行為が相続人に到達したときは、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。 4 （略）

附 則	附 則
1 — 11 (略) (遺族補償年金の支給停止期間に係る算定方法) 12 条例附則第5条第3項に規定する規則で定める算定方法は、次に掲げる額を合計する算定方法(条例附則第7条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第8項本文の規定による申出を行つた場合にあっては、次に掲げる額を合計した額から、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ60歳に達する月までの間に係る額を控除する算定方法)とする。この場合において、条例附則第5条第3項の規定による遺族補償年金の支給停止は、当該遺族補償年金を支給すべき事由の生じた日の属する月(特例遺族補償年金受給権者にあっては、その者が60歳に達する月)の翌月(附則第8項ただし書に規定する申出が行われた場合にあっては、当該申出の行われた日の属する月の翌月)から行うものとする。 (1)・(2) (略) 13 (略) (障害補償年金等の支給停止期間満了の通知) 14 実施機関は、条例附則第4条第3項、<u>第5条第3項及び第7条第3項</u>の支給停止期間が満了したときは、速やかに、その旨を当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に通知しなければならない。 15・16 (略)	1 — 11 (略) (遺族補償年金の支給停止期間に係る算定方法) 12 条例附則第5条第3項に規定する規則で定める算定方法は、次に掲げる額を合計する算定方法(条例附則第7条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第8項本文の規定による申出を行つた場合にあっては、次に掲げる額を合計した額から、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ60歳に達する月までの間に係る額を控除する算定方法)とする。この場合において、条例附則第5条第3項の規定による遺族補償年金の支給停止は、当該遺族補償年金を支給すべき事由の生じた日の属する月(特例遺族補償年金受給権者にあっては、その者が60歳に達する月)の翌月(附則第8条ただし書に規定する申出が行われた場合にあっては、当該申出の行われた日の属する月の翌月)から行うものとする。 (1)・(2) (略) 13 (略) (障害補償年金等の支給停止期間満了の通知) 14 実施機関は、条例附則第4条第3項、<u>同附則第5条第3項及び同附則第7条第3項</u>の支給停止期間が満了したときは、速やかに、その旨を当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に通知しなければならない。 15・16 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。